こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

# -フードバンクの交付(追加支援)申請受付の終了のお知らせ-

フードバンクの交付(追加支援)申請受付は、令和7年10月31日(金曜日)をもって終了したのでお知らせします。多数の交付申請ありがとうございました。

なお、当協会におけるこども食堂・こども宅食の交付申請の受付は、令和8年3月20日(金曜日)まで受け付けております。交付申請にあたっては、別紙『こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について』をご覧ください。

一般財団法人 日本穀物検定協会

担当者:山下、栗原、瀬沼

TEL: 070-7431-8806,

080-9800-2064

E-mail: foodinfo@kokken.or.jp

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

令和7年4月、当協会は、こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府 備蓄米無償交付に係る受付・審査等の業務を農林水産省から受託しました。

交付申請の受付・審査等の業務につきましては、以下のとおり実施しますので お知らせします。

## 【交付申請について】

- 1. 交付申請期間
  - (1) こども食堂・こども宅食

令和7年4月25日(金曜日)から令和8年3月20日(金曜日)までの間は、当協会へ申請してください。

# (2) フードバンク

フードバンクの<u>交付(追加支援)申請受付は、令和7年10月31日(金曜日)</u> をもって終了しました。

#### 2. 申請方法

申請様式に必要事項を記載の上、定められた資料を添付し、3の提出先にメールで申請してください。

### 3. 提出先

「一般財団法人 日本穀物検定協会」

foodinfo@kokken.or.jp

#### 4. 問合せ

不明な点がありましたら、次のいずれかの電話番号、または3のメールアドレスまでお問い合わせください。

(1) 対応時間

平日9時00分~18時00分(12時00分~13時00分の間を除く)

- (2) 電話番号
  - $\cdot$  0 7 0 7 4 3 1 8 8 0 6
  - $\cdot$  0 8 0 9 8 0 0 2 0 6 4
- (3) 担当者:山下、栗原、瀬沼

5. 交付申請等の様式

申請書類等の様式は、下記リンク先の農林水産省 HP からダウンロードできます。

- 農林水産省 HP: 政府備蓄米の交付について
- 申請書は下記からもダウンロードできます。
  - ・(別添) こども家庭庁の事業支援対象者用の申請様式(統合版)
  - ・こども食堂・こども宅食の申請様式(通常様式)
  - ・こども食堂・こども宅食の使用報告書(使用予定報告書)様式等
  - ・フードバンクの使用報告(使用予定報告)様式等
- 6. 交付申請書、使用報告書を提出する際の注意事項
- (1)メールでの送信は1件当たり7MB以内でお願いします。
- (2) 交付申請書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください。

こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体の交付申請書(団体名)」

- (3) 使用報告書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください
  - ①こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書(団体名)」

②フードバンクの場合

「フードバンクにおける政府備蓄米使用報告書(団体名)」

(4) フードバンクの交付申請において、令和6年度の交付者については、交付を受けた備蓄米の使用を終えているか又はおおむね2か月以内に終える予定でないと申請できません。

#### 【使用確認等調査の実施について】

交付された政府備蓄米の使用状況等について、調査を行う場合があります。

一般財団法人 日本穀物検定協会

担当者:山下、栗原、瀬沼

TEL: 070-7431-8806, 080-9800-2064

E-mail: foodinfo@kokken.or.jp